

東京都知事

小池 百合子 殿

令和 7 年度

東京都予算等要望書

一般社団法人

東京都造園緑化業協会

平素より造園建設業界発展のため、各段のご支援・ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会は、昭和52年4月に設立認可された一般社団法人で、首都東京における緑環境の重要性を深く認識し、都市緑化の推進及び緑化技術の普及啓発に関する様々な事業を行っています。

これまで、造園緑化技術や安全対策向上のための研修会・講習会、調査研究・情報収集・提供、行政や公共的団体が実施する緑化関連事業への協力等、協会員のみならず都民の緑化意識の高揚を図るための取組を行ってまいりました。なかでも、これからの緑の担い手となる高校生へのインターンシップ事業は、協会員が造園関連の都立高校5校の生徒を受け入れ、就業体験を通して、学校と協会員とを繋ぐ大切な役割を担っています。また、東京都総合防災訓練に協力するとともに、東京都と災害協定を締結し、災害時には資機材や労力の提供により、公園の応急対策業務を担うこととしています。このように、当協会の協会員は、東京都の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のため、志高く取り組んでおります。

公園緑地は、防災拠点、都市景観の向上、憩いの場、健康増進等の場として、気候変動に伴う豪雨発生による被害の抑制や世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」へ貢献するためにも、その整備拡大は喫緊の課題であると思います。

私ども（一社）東京都造園緑化業協会も、首都東京の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のために、東京都と軌を一にして取り組んでまいりますが、そのためには私たち造園建設業界がおかれる現状をご理解頂き、業界が直面している以下の課題解決に向けて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項 1：公園緑地関係予算の増加

令和 6 年元日に起きた能登半島地震をはじめ、各地で地震が頻発をし、大規模災害への都民の不安が高まっています。これに対し、公園緑地は防火帯として直接、被害の拡大防止に役立つほか、避難場所や災害復旧復興拠点として活用され、都民の安心安全に間接的に災害対策に寄与しており、都民の不安を和らげています。また、コロナ禍を契機に、公園緑地の持つ保健衛生・健康面の機能が再評価され、身近に緑やオープンスペースがあることの価値が見直されています。

東京を世界に誇れる都市として、ゆとりと潤い溢れるまちを未来に継承していくためには、緑豊かな都市環境の形成が不可欠であり、緑溢れるスポットである都立公園の拡大整備が重要ですが、一朝一夕に出来るものではありません。100 年先を見据えた“みどりと生きるまちづくり”「東京グリーンビズ」の実現に向け、公園緑地の整備・管理予算の着実な確保・増加をお願い致します。

要望事項 2：造園関係業務委託への最低制限価格制度の導入

業務委託への最低制限価格制度の導入については、これまでも度々、要望してきたところですが、積算基準が統一されていない課題に加え、「毎年反復して定量的に実施する業務委託においては、発注案件の予定価格が前年度の予定価格から類推しやすい可能性があるなど、慎重な対応が必要と認識している。」との事により、引き続き検討を行っていきますとの回答を頂いています。

本年6月第3次担い手3法では、公共・民間工事を問わず、重層下請構造の中で労務費が着実に行き渡るような改正が行われました。労働者が受け取るべき賃金が価格競争の原資にならないようにするものであり、このことは公共工事に従事する労働者に限らず造園関係業務委託に従事する労働者でも同じと考えます。

最低制限価格制度の導入が進まないことにより、直接人件費を下回る入札が契約された場合、労働者が本来受け取るべき賃金が削減され、最低賃金の確保という“労働者を守る”こともできなくなることは、働き方改革への対応に逆行すると言わざるを得ません。又、造園関係業務委託は、造園工事のような材料費が無い場合処分費や高所作業車等の機械損料は全体の一部であり、労務費の割合が一番高い構成となっています。

なお、造園関係業務委託は、請負工事ではないため品確法の対象とはなっておりません。しかしながら、品確法では、公共工事の発注者の責務として、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切な対応に努めるよう明記もされています。

造園関係業務委託での最低制限価格制度の導入に引き続き検討を要するようであれば、“労働者を守る”そして“品質確保”の観点から、業務委託の積算における直接人件費を下回る入札を失格とする制度を導入あるいは試行をしていただくようお願いいたします。

要望事項３：健全な緑をめざす維持管理の充実による安全・安心な

都市環境の実現

本年４月、京都の清水寺近くの京都・清水寺参道の産寧坂でシダレザクラが突然倒れて、男性が下敷きになり重傷になった事故がありました。樹齢100年以上の樹木でしたが倒れるような予兆は見られなかったようです。他にも目に見えない樹木内部の腐朽が進んだ結果、樹木が倒れるという事故が各地で多く発生しています。

昨年12月、国土交通省は、台風等の災害による倒木が発生している状況を踏まえ、2018年から2022年の５か年における全国の街路樹の倒木に関する調査結果を公表しました。東京都では、445本の倒木があり、定期的な街路樹診断及び点検により「不健全」と判断された樹木2,008本を更新したとのことでした。

また、環境局では、クビアカツヤカミキリによるサクラ等の倒木等の被害が年々増加していることから、繁殖力や拡散能力が高い本種の被害を食い止めるためには、何よりも早期発見・早期防除が不可欠として都民の協力を求めています。都民の点検だけでは限界があると思われます。

現在、高度成長期に建設が進んだ土木構造物では、予防保全と施設の長寿命化のため、定期点検や計画的な維持補修が当たり前になっています。これに対し街路樹をはじめとする樹木については、有資格者による樹木診断や、診断結果に基づく樹木管理が実施されているものの、土木構造物のような危険回避のための計画的な点検・診断・補修・更新などに関する予算は現状十分とは言えません。

安全・安心な都市環境の実現に向け、樹木医や街路樹診断士等による樹木調査・点検及び樹木診断をより一層充実させ、倒木等の危険樹木の早期発見、撤去後の樹木更新等をさらに進めるため、街路樹における予算の拡充、公園樹木維持管理予算の増額確保をお願いいたします。

要望事項 4：地域密着業者の優先指名について

私共造園業を専業とする地域に密着した中小業者は、地域住民との信頼関係の上での経営が成り立っています。このため、地域のことを考え、災害など緊急時には積極的に地域防災に協力するため東京都や区市町村と災害協定を締結するなど、地元への貢献を会社経営の重点項目の1つに掲げて日々努力しています。

東京都では、このような事業者の社会性を考慮する取組の一つとして、既に総合評価方式においては、災害協定の締結に対して加点が行われています。

しかし、各局事務所発注での樹木剪定作業のような業務委託での指名競争入札等においては、入札金額だけによる業者選定が行われていることから、単に実績を作りたいがために極端な低価格で落札して、地元から疑問を持たれるような品質での仕事をしていることも散見されています。

これに対して、私共のような地域密着業者は、地域の方からの目を大切にしていることから、極端な低価格での落札によって会社への信用を失墜させるようなその場限りの仕事は行うことはできません。

昨年度も同様な要望をしたところ「指名に当たっては、中小企業や地理的条件等を総合的に判断して指名している。」とのご回答をいただいております。

適切な作業を行い、豊かな緑あふれる良質な都市環境を形成するためにも、地元を大切にする地域に密着した造園業を専業とする業者を着実に指名していただくため、指名選定の条件に「東京都や区市町村と災害協定の締結の有無」をぜひ加えていただきますようお願いいたします。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都社会福祉協議会
児童部会 部会長 宮田 浩明

令和 7 年度社会的養護関係予算への要望について

東京都の児童の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力いただいております。誠にありがとうございます。

本年 4 月に施行された改正児童福祉法には、社会的養護における自立支援や地域における子育て支援の拡充が重点的に盛り込まれています。これらは社会的養育推進計画において具体化され、令和 7 年度からはその実施が見込まれています。これらにより、社会的養護は大きな節目を迎えることが予測されます。

一方で、児童虐待の相談件数は上昇を続け、出生数の低下には歯止めがかかっていません。児童相談所の一時保護所は定員超過が慢性化し、児童養護施設等の支援現場の疲弊は顕著で課題も尽きません。

改正児童福祉法を十分に活用し、それぞれの実践現場で子ども・若者等の権利としての社会的養護を実現するために当部会は以下の要望をいたします。令和 7 年度の予算編成等に向けて審議していただくとともに、児童相談所設置区および同設置予定区との共有をお願いいたします。

記

1 児童の自立支援の強化・拡充

幼少期から不安定な生育状況にあった社会的養護下の子ども・若者は永きにわたって 18 歳を境とする社会的自立が求められてきました。彼らのその後の社会生活には抜け出し難い困難が付きまとっていることは国や都の調査からも明らかです。

これらの改善に向けて、措置延長および 20 歳を超えた入所支援継続（改正児童福祉法第 6 条の 3 の 1・児童自立生活援助事業）の標準化を図ってください。

また、児童自立生活援助事業の職員体制を強化するとともに、各施設等の社会的養護自立支援拠点事業および休日夜間緊急支援事業（同法第 6 条の 3 の 16）の積極的開設を支援してください。

併せて、社会的養護自立支援協議会を当部会と協議の上で実施してください。
多くの入所者が退所前に成人に達していることから、子ども等の意見表明権（同法第6条の3の17・意見表明等支援事業）の確立だけでは十分とはいえません。成人福祉同様に自己決定権も含めた実効的確立に向けて、子ども等や職員に対して各法制度や活用資源の周知を進めてください。

2 施設の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化への対応

里親委託や施設の小規模かつ地域分散化が推進される一方で、本体施設にはケアニーズの高い子どもの入所割合が高まっています。小規模化を進める本体施設の体制を強化するとともに、入所促進加算を拡充する等、専門機能強化型児童養護施設の更なる機能強化を図ってください。

本体施設の小規模グループケアの定員は現在の6～8人から令和7年度には6人とされる見込みです。これによって施設の運営が逼迫したり、入所枠が更に不足することのないよう都としての対応を講じてください。

一時保護所や民間施設の入所が満床あるいはこれに近い一方で、都立施設の入所が進んでいません。都立施設の入所促進と支援向上、並びに児童自立支援施設の有効活用を図ってください。

地域における子ども・子育て家庭や養育家庭の支援機能を強化してください。

また、フォスターリング機関を里親支援センター（同法第7条の3）へ円滑に移行してください。

3 人材の確保・定着・育成に向けた支援

令和6年度は宿舍借上支援事業の大幅な改善を図っていただき、厚く御礼申し上げます。引き続き、保育所同等の人材確保等支援事業の実施を進めてください。

あわせて、管理職を含めた人材育成の体制を確立してください。

また、職員の定着を図り、災害・感染症蔓延・特に物価高騰への具体的な対応も含めて、安定的に事業が継続できるための支援を講じてください。

以 上

令和6年11月22日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
乳児部会 部会長 都留 和光

令和7年度 乳児の社会的養護に関する予算要望について

東京都の乳幼児の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。東京都内11か所の乳児院は、全都の緊急時の受け皿として、地域の乳幼児を持つ家庭の支えとして地域の福祉サービスの担い手となれるよう努めております。子育て家庭にとって、特に乳幼児期の子どもの対応は、地域全体で支えていく事が望まれるなか、24時間365日の運営を行っている乳幼児唯一の施設である乳児院の役割及び期待は高まるばかりです。今後もその期待に応え、そしてより充実した支援を展開するためにも、下記内容にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 社会的養護に必要な乳幼児に対する養育体制の整備

緊急一時保護や増加する専門的ケアが必要な子どもたちへの適切な養育に加え、市町村との連携を強化しながら地域に向けた支援を充実させて頂けるよう、職員配置や施設の整備について以下の3点を要望致します。

- (1) 新生児等の健康と安全を守るため、職員の増員の支援をしてください。
 - (2) 里親子支援のための専門職の増配置の支援をお願いします。
 - (3) 地域子育て支援のための自治体への補助を充実してください。
- (地域家庭支援や心理相談など乳児院の機能強化)

2 社会的養護を支える人材の確保と基盤の整備

24時間夜勤のある職場ゆえの難しさもあり、乳児院においても専門性を有した職員の確保・定着が喫緊の課題です。併せて災害時の人材確保も求められます。社会的養護を支える人材ならびに基盤整備に関しまして以下の3点を要望致します。

- (1) 事務職員の現状に即した複数配置の支援をお願いします。
- (2) 深夜帯・早朝時の緊急一時保護対応のための対応職員の増配置の支援をお願いします。
- (3) 入所減の対応にあたっては、乳児院の安定的運営に配慮してください。